

FAQ（交付対象事業者（ベンチャー）の申請）

1. 交付対象事業者の要件について

- Q 「市町村税を完納していること」について、市外企業の場合どうすれば良いですか？
- A 現在所在している自治体の市区町村税の未納がないことを確認できる納税証明書をご提出ください。
- Q 「浜松市内に住所または事務所を有すること。もしくは浜松市内に住所または事務所を置き、新たに事業を開始しようとしていること。」はどの程度を求めるのでしょうか？
- A 浜松市における相応の期間の事業継続が前提となっております。本社移転は求めませんが、浜松市内に支店などを登記して頂くことを求めます。
- Q 「浜松市内に住所または事務所を有すること。もしくは浜松市内に住所または事務所を置き、新たに事業を開始しようとしていること。」について、申請書提出日までに拠点を置いていなくても申請可能でしょうか？
- A 可能です。拠点進出意向申出書をご提出頂き、記載期日までに事務所の登記をしてください。

2. ベンチャー企業の交付対象事業について

- Q 令和元年度「浜松市ファンドサポート事業」（ベンチャーキャピタル等の認定）【公募要領】P.7の当事業年度の交付決定額の上限金額19,000万円は、採択されたベンチャー企業に均等に交付されるのでしょうか？
- A 原則、均等に交付はされません。本事業の交付金は競争的資金の性質を持ちます。申請事業は厳正な審査により優先順位、交付可否、交付金額等総合的な判断のもと交付金を交付します。
- Q 浜松市ファンドサポート事業費交付金が採択されなかった場合、申請時の提案事業を中止してもよろしいでしょうか？
- A 申請時の提案事業について、本交付金ありきでの事業計画ということは想定しておりません。
- Q 交付対象事業の成長6分野について詳しく教えてください。
- A はままつ産業イノベーション構想「第2章 構想のグランドデザイン（3. 基本方針）」をご参照ください。
HP：<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/innovation/index.html>
- Q 認定事業の対象外とする事業で「調査・研究のみの事業」とはどの程度のものでしょうか？
- A ここでいう「調査・研究のみの事業」とは、調査・研究だけで、研究成果を活用し事業化に向けた取り組みを行わない事業になります。

3. 申請について

- Q 申請期限までに認定VCより出資意向確認書の提出が得られません。この場合、対象にはならないでしょうか？
- A なりません。認定VCからの出資意向確認書は必須となります。

Q 申請書提出前に、記載内容（中身）の確認をして頂くことは可能ですか？

A 申請書の事前確認には応じられません。

Q 採択される場合は、申請金額の満額が交付されるのでしょうか？

A 満額が交付されるとは限りません。審査及び予算の関係上、減額採択となる可能性もあります。

Q 申請期日の令和元年12月27日（金）までというのは、書類必着という意味ですか？

A 必着。

4. 採択結果の通知について

Q 採択結果はどのように伝えられますか？

A 申請者へ書面にて通知します。また、「HAMACT」上でも公開します。

5. 採択後の管理と報告について

Q 対象経費の集計レベルとして、どの程度の負担になるのでしょうか？

A 主として、対象事業に関係する費目の支出を管理するため、申請事業にかかった経費についてはその他の事業と別会計にして頂く必要があります。その際、専用口座を新たに用意して頂くことをお勧めします。

Q 資金使途の変更はどの程度認められるのでしょうか？

A 軽微な変更は認められます。但し、大幅な変更の場合は別途報告して頂き、個別相談による判断となります。

<軽微な変更にあたらぬ個別相談の具体例>

- ・交付対象費目の金額について、20%を超える変更。
- ・認定事業の事業計画について、2ヶ月を超える遅延または変更。

Q 取得財産の管理として「認定事業者は、認定事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、浜松市に届出書を提出する必要があります。」の目的は何ですか？

A 認定事業の成果や進捗を把握するための実績報告の一環です。公金により、使途を決めて購入した財産で、目的外に転用する場合は、審査が必要となります。場合によっては、交付金の返還義務が生じる可能性があります。

Q 「認定事業期間終了後10年を経過した時点で、当該認定事業の成果が活用された関連事業により、認定事業者が得た利益の一部について、浜松市に寄附をお願いします。」の寄附は義務ですか？

A 義務ではありませんが、本交付金を受けて成長した企業が、浜松市に何らかの還元をして頂き、地域のスタートアップエコシステムの発展に貢献して欲しいという思いがあります。よって、10年後を目安に寄附などの還元についてご検討ください。